

第 1 次報告に関する説明会の開催状況等について

平成 15 年 7 月 26 日
市町村課、情報政策課
市町村課住基ネット対応チーム

1. 県民及び市町村等に対する審議会委員による説明会

(1) 開催結果等

地区等	日時	場所	出席委員数	参加者数
諏訪	6月15日(日) 18:00～21:00	下諏訪総合文化センター	6名	350人
佐久	7月3日(木) 18:30～21:00	佐久合同庁舎講堂	3名	40人
木曾	7月6日(日) 13:30～16:00	木曾合同庁舎講堂	3名	30人
上伊那	7月12日(土) 13:30～16:00	伊那合同庁舎講堂	4名	45人
下伊那	7月13日(日) 13:30～16:00	松川町役場 大会議室	3名	110人
長野・北信	7月18日(金) 18:30～21:00	長野県庁 講堂	5名	180人
松本・北安	7月20日(日) 13:30～16:00	堀金村総合体育館 サブアリーナ	5名	150人
上小	7月25日(金) 18:30～21:00	上田合同庁舎講堂	2名	50人
計 8 回				955人

(参考) 6月11日(水) 阿智村中央公民館 委員5名 参加200人

(2) 質問・意見の内容(主な質問・意見の詳細...別紙1)

8会場合計で300件を超える質問・意見が寄せられている。

内容は、第1次報告を評価する意見、離脱ではなくシステムの改善を提言すべきとする意見、県は早急に結論を出すべきとする意見のほか、離脱の影響やセキュリティに関する技術的な質問、電子自治体との関連など多岐に渡っている。

なお、質問については審議会委員から回答を作成していただき、県のホームページに順次掲載している。

2. 市長会・町村会の対応等

- 6月3日(火) 長野県町村会評議員会にて不破会長が第1次報告について説明。
6月4日(水) 長野県市長会が「住民基本台帳ネットワーク本稼動実施に向けた緊急要望書」を、知事に提出。
6月18日(水) 長野県町村会が「住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な実施についての要望書」を知事に提出。

3. 7月定例県議会での質問等

(1) 本会議における質問(答弁要旨...別紙2)

8人の議員から、「総務省が『住基ネットからの離脱は違法』としていることへの知事の見解」、「県の結論はいつ出すのか」、「県の離脱は市町村自治の侵害にならないか」など県の見解を求める質問のほか、住基ネットのメリット、個人選択制、審議会の任務、L G W A Nや電子自治体との関連での質問などが出された。

(2) その他

7月18日(金) 長野県市長会から提出された「住民基本台帳ネットワーク本稼動実施に向けた陳情書」が本会議で採択される。

4. 総務省住基ネット調査委員会との公開討論会について

8月5日(火) 東京都内にて開催予定
長野県本人確認情報保護審議会4名と総務省住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会4名による意見交換会

5. その他

(1) 表現者への説明会の開催

6月27日(金) 県庁議会棟 404・405 委員3名 参加20人

(2) 広報ながのけん(7月26日掲載)による情報提供 ... 別紙3

(参考資料)

住基ネットに係る全国自治体の動向 ... 別紙4
5月28日以降の報道等について ... 別紙5

(別紙1)

住基ネットに関する審議会委員による説明会における主な質問・意見

No	種類	参加者の質問・意見
1	全般	審議会が住基ネットの問題に一石を投じたという点では一定の評価はできます。しかし、8月25日を目前にしたこの時期にはハッキリ言って困惑しています。2次稼働を実施した後でも、全国的な問題として議論していけばよいのではないのでしょうか。
2	全般	住基ネットそのものについて 予算や責任の所在がどのようにあるべきか？
3	全般	住基ネットが必要かどうかの本質の問題を避けては通れないのではないのでしょうか。
4	全般	なぜ安全が確認できなく、また、諸外国から評価の声が聞かれない制度を国は早急に導入しようとしているのでしょうか。
5	全般	とりあえず、一時不接続として、ではどのようにしたらいいのか提案は？
6	全般	自治事務ではあるが、法による整備であり、基準が示されていることに対しての国の責任はどうなるのか？
7	全般	県、国に対する批判はたくさんです。離脱ということではなくよい方向へ持っていけるよう指導を望みます。
8	全般	県は市町村長との話し合いを。この審議会報告をいかして徹底すべきであると思います。
9	全般	この報告を受けて県知事がどう対応し、どう結論を出すのでしょうか...。私たちは自らの意志を持って準備してきたというよりも国や県の指導のもとここまでやってきて、この先どうしてゆけばよいか道を見失っているところです...
10	全般	市町村としては県が離脱するかどうか早急に結論を出してもらいたいが、現在県でどのように考えているか伝わってこない。いつ頃結論は出るのか。今後の予定をどう考えているのか(県への質問ですが)
11	全般	住基ネットの稼働推進について市町村の直接の担当者は諸メリットについて否定的とのアンケート調査がでている。これに対し、市町村長はほとんどが推進の立場であり、末端現場での認識のちがひ、取組に対する温度差がある。一市民としてこうした状況をどのように受け止めたらよいのか、各委員にお聞きしたい。
12	全般	物理的にインターネットに接続されている状態が解消できた市町村の住基ネットのみを県へ接続できるようにすべきである。県下100くらいの市町村はインターネットへは接続されていないのだから。
13	全般	今日、審議会報告の結論における「(1)県は～離脱すべきである。」と「(2)～市町村が独自の判断で～これに協力すべきである」とはどのような関係になるのか。特に市町村の側が接続を望んだ場合、市町村から全国ネットへのバイアスはありえるのか。
14	全般	長野県が一時的に離脱し、安全なシステムを構築したとしても、他県が今の状況であるとするれば、やはり危険なままだと思う。本当に危ないのであれば、国に対しても自信を持って提言していただきたいです。
15	全般	選択性を考えている市町村があると思われませんが今のセキュリティのレベル(インターネットに接続等)によっては無意味と感じました。セキュリティの見直しを考えるなら、住基ネットより前に、既存住基に対してのセキュリティ向上を考えたほうが合理的であると感じられました。
16	全般	今回の報告が第一次報告ということですが、これから第二次報告...最終判断は県知事だとしても審議会としての結論はいつ出る予定なのでしょう。8月25日までに知事が結論を出せばよいと考えているならば、それこそ現場を知らない方々の議論だと思います。
17	全般	個人情報の保護を訴えながら、技術的なセキュリティを高めれば全てにおいて安全になるということなのか。根本的解決は何もなっていない。一時的な接続の離脱は結局は一時凌ぎ的な対応に過ぎないのでは。もう少し先の状態を考えて慎重にネットワークのあり方を考慮すべきだと思う。
18	全般	危険性の趣旨については理解できるが、まず離脱ありきの結論に思える。何を持って離脱すべき危険と捉えるのか、それは解決できるのか？いつ解決できるのか？そういった部分を明確にせずに離脱といってもそれ制度をひっくり返すだけの行為でしかないと思う。また、今現在、最も重要と考えられる問題点(インターネット接続がそれであろうと考えるが)がクリアされている市町村も含めて離脱というのはいささか乱暴ではないか。一律ではなく選択性なども考慮すべきではないか。制度を維持していくための建設的な議論を望むものである。
19	全般	県は、早くどうするのかを示してほしい。いたずらに時間が過ぎていくだけで、市町村は混乱しています。

No	種類	参加者の質問・意見
20	全般	審議会の結論と各委員のお話に対して、県が住基ネットから離脱するのか？市町村が離脱せよというのか？インターネットからの接続を検討せよというのか？全てなのか？よくわかりませんでした。
21	全般	セキュリティ的に安全であれば、住基ネットは進めてよいとの考えなのか？
22	全般	住基ネットにはメリットが少ない、あるいは、あるいはコストがかかりすぎるといった理由で住基ネットから離脱することは「必要な措置」とは言えず違法であるとの理解でよろしいでしょうか。
23	全般	法律の問題 システムやそのセキュリティの問題 個人情報に国に支配されることへの不安（個人情報を任せるに足る信頼性のある国でないから）3つの問題をきちんと分けて考える必要を感じました。の問題が私にとっては最も重要。
24	全般	中間報告について 県内の首長さん達のコメントは「いまさら離脱なんて」とか「お金をかけてるから今さら...」といったものが多かったことを現場である窓口の人間として（本当に住民のことを考えていないトップの下で働いているのが）切なくなりました。テストなど行っていくにつれ、これは、住民や市町村のためではなく国が国民を管理するためのものだということをつくづく思いました。ベンダーの人でさえ言っています。本当に住民の人たちは自分に被害が及ばなければ個人情報保護のことなど（特に田舎では）深く考えていませんし、住基ネットについて興味を示していません。
25	全般	審議会の説明の中には、住基ネットはメリットが少ない、コストがかかりすぎるといった点が強調されていますが、こうした事項は個人情報の保護と何か関係があるのでしょうか。審議会はあくまで個人情報の保護について調査審議することが目的のはずで、住基ネットのメリット云々について言及する場ではないと思いますが...
26	全般	長野県だけ離脱をしても全国でも同じ状況が考えられるが、他の県の審議会ではこの件に関してはどうか。
27	全般	末端の自治体と考えた審議会の報告であってほしい。県の立場で離脱はやはりおかしな事で自治を無視したことである。安全なシステムにすべく、提言して行ってほしい。
28	全般	県が住基ネットから離脱した場合、当面の期間とは具体的にどのような状態になった時点で復帰するのか。
29	全般	市町村の立場から離脱するということはどうしてもいえません。県、国には逆らえません。審議会の方から県に離脱するよう訴えてください。市町村、住基ネット担当者より。県は市町村の担当者の気持ちをわかってもらいたい。
30	全般	県が離脱をするとすねての市町村が住基ネットから強制的に切断されてしまいますが、住基ネットへの接続を希望する市町村はどうすればよいのでしょうか。
31	全般	23自治体が全てインターネットから分離すれば県は離脱はしないのか？
32	全般	現在まで市町村は真剣に考えているが離脱するしないは市町村が判断することで、県ではないのではないか。
33	全般	離脱したことによって、住民が不利益をこうむったときに集団訴訟を起こされたら裁判所はどう判断するか。
34	全般	離脱した場合、離脱した町に対して住民から「住基ネットが使えないことによって不利益を受けた」と不服申立等されることはあるのか？
35	セキュリティ	セキュリティレベルの低い市町村に対し、第三者（国・県）が強制的にインターネットや住基ネットから切り離す命令はできないのか？（査察、監査...第三者？）
36	セキュリティ	セキュリティに自信のない市町村は自分から接続しないと選択できないのか？（住民から見れば魅力のない町となり、頑張るのでは？）
37	セキュリティ	情報の記録が紙とペンを使用したカードによることから、コンピュータへ移行するのは時代の流れであるが、個人情報の安全性を確保することが大切である。一部の者に勝手に利用されないシステムと、外部には漏れないシステムを確立させてほしい。
38	セキュリティ	インターネットに接続している限り、私たちの個人情報に漏洩の危険にさらされている。住基ネットを県で切り離すのではなく、市町村が外部ネットワーク（インターネットなど）と切り離すよう提言すべき。また県はなぜ市町村のこのような状況を知ることができなかったのか？もっと精査すべきだと思う。
39	セキュリティ	役場に出先機関がある場合、その間のネットワークは専用線でないセキュリティ上危険であるということでしょうか。技術的な話し合いを速やかにお願いします。
40	セキュリティ	「危機が現実化」した状況かどうか。議論でなく実験が全てを語るとありますが、実験はいつどの様に行われる予定ですか。

No	種類	参加者の質問・意見
41	セキュリティ	住基ネットの離脱に焦点がいていますが、住基サーバー等に保管されているデータがインターネットを通じて外部に漏れる可能性があることのほうがより問題であると思います。この点について審議会、また県としてはどのようにお考えでしょうか。離脱する、しないの判断ではなく、安全なネットワークを組む等の策を是非講じてください。
42	セキュリティ	審議会の報告については充分理解をさせていただいております。27市町村についての指導により2市町村残すところとなったところまでの情報はいただいております。が、その後はどのようになっているのでしょうか？説明会のみ実施しているのではなく、県として2市町村への徹底した指導を望みます。
43	セキュリティ	技術的な問題は計画段階でわかっていなかったのか。
44	セキュリティ	住基ネットの「専用線」とは、「仮想専用線」であり、物理的に専用とされているわけではないと聞いているが、これによる安全性への懸念について意見を伺いたい。
45	セキュリティ	レベル3の危険が発生したら切断するということだが、レベル3の事件の被害者は防げない。(レベル3がどの程度のものをさすのか私も今わからにけれど)危険が現実化した場合の被害者の保障してくれるものなどどこにあるのか？誰が責任取れるというのか？
46	セキュリティ	インターネットから住基ネットと既存ネットへの物理的な線はつながっているが、住基ネット切断のみを主張する根拠は？
47	セキュリティ	住基ネットから4情報+住民票コードが漏れた場合、個人としてどのような実害があるのかという問題点についてもう少し説明してほしい。
48	その他	自治体のコンピュータ利用の問題ではなく、純粋に住基ネットワークシステムの起因する問題として情報が流出し、仮に損害賠償訴訟が提起された場合裁判所は市町村に予見可能性があったと判断するか否か所見を伺いたい。
49	その他	何で住基ネットが必要なのか？わからない。個人が脱退することは、どうすればできるのか。
50	その他	実際に公的個人認証サービスが行われる総合行政ネットワークの安全性が住基に比べて全く問題にされないのはなぜでしょう。認証のためには住基の情報が参照されるので、住基ネットを離脱すべきとする総合行政ネットワークの接続も離脱すべきではないでしょうか。
51	その他	市町村合併を控え、先が見えない今年度での総合行政ネットワークへの接続も各市町村は押し付けられています(合併すれば重複投資となることがわかっているにもかかわらず)県の対応はよくわかりません。
52	その他	より安全はネットワークということで、共同センターを設置することはよいと思われるが、県の支援・連携が必要である。
53	その他	市町村職員です。県内の市町村の共同データセンターを構築するというアイディアはよいと思います。市町村ではサーバーの管理に現在では時間を割かれて本来の業務がおろそかになってきているからです。住基だけでなく、戸籍や外国人登録もネットワーク化の話が進んでいます。住基ネットが無駄にならないよう、しっかりしたセキュリティを確保できるよう、審議会の活動に期待しています。
54	その他	共同データセンター化はリスクの集約となるのではないかと思います。リスクの分散を考えるとであれば、各市町村で基幹ネットと情報ネットの切り離し案を進めるべきだと思います。
55	その他	”情報保護”の範疇ではないが、この住基ネットそのものに対する危惧として... a.人間に番号をつけて動物や物なみに固体管理するという倫理的な問題 b.土木建築による公共事業に変わる”IT”による公共事業への移行(総務省利権の拡大)問題 c.有事法制とのリンクにおける国民管理=外国人峻別の問題 まだありますが、とりあえず以上です。
56	その他	市町村アンケートの結果(メリット、漏洩の心配)についてマスコミは伝えていないのではないかと。このように明確な回答が出ているにもかかわらず正しく伝わっていないのではないかと。実態はどうなのだろうか。マスコミのアンケートは首長からとっているせいなのか。おそらく、市町村での組織としての検討、研究がされていないからであろう。公共を担うものとして無知であるのは無責任極まりない。
57	その他	市町村アンケート調査について...昨年12月の120市町村アンケートを提出しました。なんでも...ということでしたので不安...にしました。今担当職員として、市民の情報を守るのに大変なので不安としました。心配だからではありません。提出しなさいとつくづく言われたのに審議会の回答は積極的な回答でしたはおかしいと思います。
58	その他	審議会全体について、今回の一連の説明会以降、個々の県民と各市町村と県の三者で話し合う機会を作る予定はあるかどうか。
59	その他	審議会は全ての都道府県にあるとの事ですが、長野県の審議会委員は他県の審議会委員との意見交流などは行っていますか？他県におけるセキュリティー程度は長野県の審議会とは関係無しですか？もっと全国的に取り組む問題ではないでしょうか。

No	種類	参加者の質問・意見
60	その他	財政難の中、接続するのは非常に問題があると思う。今まで120町村・県が住基ネットのためにかけたお金がどのくらいになるのか、また、今後の維持費としてどのくらいかかってくるのかを、大体で結構ですので教えてください。
61	その他	先日、片山総務大臣が住所・氏名・年齢・性別等の基本情報の漏洩は問題ない旨の発言をしたが、例えば、住所情報だけでも、心身障害者施設、特別養護老人ホーム、ホスピス、さらにいわゆるいまだ実質隔離状況にあるハンセン氏病患者施設などにも住民票を移している人がいるため、こうしたセンシティブな事柄（情報）が基本情報とともにデジタル化されて漏れる可能性がある。
62	その他	横浜市で行われる選択性はどういうシステムですか？そのシステムにおいて、拒否した人の6情報及び個人情報を守られるのか？
63	その他	将来、セキュリティーシステムが完備したとしても、法律が改訂されればいくらかでも個人情報が提供されてしまうのではないのか。
64	その他	住基ネットそのもの、つまり、国の政策そのものに反対しているとしか見えない委員の発言があると思う。公正、公平な委員会としての論議がほしかった。
65	その他	そもそも、国全体としてなぜ今までのやり方で4情報6情報を管理していけないのか。なぜ世界に私の情報を握られなければならないのか。全てをコンピュータ社会になること、それが人間社会の進化だと考えることに誤りがあるのではないのか。

(別紙2)

15年7月県議会 本会議における答弁要旨(市町村課関係)

質 問 内 容	月日	議 員	答 弁 要 旨
【 県 の 離 脱 】 審議会報告に対し、総務省は「住基ネットからの離脱は違法」としているが知事の見解は。	7.8	宮川	知事・市町村長は、住基法に基づき、本人確認情報の適切な管理のため「必要な措置」を講じる義務がある。 (30条の29 ・36条の2) 総務省も「本人確認情報に対する『危険性が現実化』した時、住基ネットと一時的に接続しないことはあり得る」としている。 総務省と県審議会との見解の相違は、住基ネットの現状が「危険性が現実化」していると言えるか否かの認識の違いにあると捉えている。
県の「離脱」は違法だと思うか。	7.10	木下	知事は、住基法第30条の29第1項の規定に基づき、本人確認情報の適切な管理のために「必要な措置」を講じる義務がある。 総務省もまた「本人確認情報に対する『危険性が現実化』したときは、住基ネットと一時的に接続しないことはあり得る」としている。 したがって、『危険性が現実化』した場合に、この「必要な措置」の範囲内において、県が住基ネットと一時的に接続しないことは、違法にならないと考える。
県は、離脱する市町村に対し参加又は復帰を促したり、逆に市町村に離脱を促したり、市町村の意向に反し自ら離脱すべきではない。	7.9	清沢	現在、県内各地で市町村や県民を対象に、住基ネットに関する議論や理解を深めていただくため、審議会委員から第1次報告の内容をお知らせする説明会を、順次、開催中。 説明会の意見を踏まえるとともに、市町村と十分に協議し、県としての対応を総合的に判断していきたい。
離脱か否かの結論はいつ出すか。	7.8	宮川	現在、県内各地で市町村や県民を対象に、審議会委員から第1次報告の内容をお知らせする説明会を、順次、開催中。 長野県は、説明会での意見や今後の国との公開討論の結果等を踏まえ、市町村と十分に協議し、県としての対応を総合的に判断していきたい。
知事は、「離脱」の判断を説明会が終了した7月25日以降に行うか。	7.9	小松	県の対応については、説明会等の意見・要望や国との公開討論会の結果等も踏まえ、総合的、かつ、慎重に判断していく。
「離脱」するとすれば、県民及び市町村にどんな影響が出るか、明らかにすべきと思うが、知事の所見は。	7.9	小松	審議会の第1次報告は、住基ネットからの永久的な離脱を求めたものでなく、セキュリティ対策の現状に個人情報保護の点で不安があることから、「県は、当面、離脱すべき」と報告されたもの。 この問題に関しては、県民の声を聞くとともに、県として判断する場合は、県民・市町村に説明責任を果たしていく。

質 問 内 容	月日	議 員	答 弁 要 旨
県が「離脱」することは、市町村自治の侵害だと思いが。	7.10	木下	県が住基ネットと「一時的に接続しないこと」が、本人確認情報に対する『危険性が現実化』した場合に、法に基づく「必要な措置」の範囲内で行われるものであれば、市町村の自治を侵害することにはならないと考える。
一律的に不接続にすることは、市町村自治を奪うものと思いが所見は。	7.9	小松	住基ネットの運用は、市町村中心の事業である。 現在、県内各地で実施している説明会等を通じて、市町村や担当者の意見・考えを伺い、セキュリティ面、法律面も含めて、総合的に判断していく。
離脱となれば、責任問題になりかねないが、知事の所見は。	7.8	佐野	審議会の第1次報告は、住基ネットからの永久的な離脱を求めたものでなく、セキュリティ対策の現状に個人情報保護の点で不安があることから、「県は、当面、離脱すべき」と報告されたもの。 個人情報の保護は、重要な問題であることから、市町村や県民が「安全に安心していただける形で運用できるシステムであるべき」という観点に立って、慎重に検討を進めている。
【 住基のメリット 】 住基ネットのメリットへの見解は。	7.8	宮川	国は、年金支給事務以下264業務で住基ネット活用を予定。 また、様々な行政手続をインターネットで行えるよう、住基ネットを基盤として個人認証システムを構築し、電子政府・電子自治体・電子商取引など、いわゆるe-Japan戦略を推進。 一方、県審議会第1次報告は、個人情報保護に必要なセキュリティレベル確保のため、一定の費用が必要と指摘。 また、個人情報を一元的に管理される不安を感じる方もいる。 情報化社会への流れは時代の趨勢、住基ネットはこうした流れの一環として捉えられているが、県審議会のアンケート調査では、住基ネットのメリットについて多くの市町村担当者から懐疑的な声も寄せられている。(メリットより負担大 91%、ない 56%) 一方、NHKの市町村調査では住基ネットのメリットに様々な意見があるので、将来の電子自治体の行方等も踏まえ、慎重に見極めたい。(メリットある 33、ない 48、メリットより負担大 30)
【 参加の選択性 】 県は、システム参加に関し、市町村及び国に「個人選択制」を働きかけるべき。	7.9	清沢	審議会委員による説明会等における市町村や県民の意見を踏まえて、総合的に判断していく。
県として市町村選択制にすべき。	7.9	備前	審議会委員による説明会等における市町村や県民の意見を踏まえて、総合的に判断していく。

質 問 内 容	月日	議 員	答 弁 要 旨
<p>【 市町村への対応 】</p> <p>知事は、第1次稼働に向け市町村を指導し、市町村は第2次稼働に向け準備を進めてきた。</p> <p>知事には、経過・今後の対応について説明責任があると思うが所見は、</p>	7.9	小松	<p>14年12月に、本人確認情報の保護に関する調査・審議を行うため、住基法及び条例に基づき「本人確認情報保護審議会」を設置。</p> <p>審議会では、市町村のアンケート調査、現地調査、LAN調査等の各種調査実施に加え、ほぼ月1回の精力的審議の結果、現段階では個人情報の保護が十分になされる体制になっていないとの判断から「県は、当面、離脱すべき」との報告を取りまとめたもの。</p> <p>第1次報告は、「個人情報保護」という極めて重要な問題について問題提起していることや、市町村や県民にその内容を広く知らせることが重要と考え、審議会委員による説明会を県内各地で開催している。</p> <p>市町村や県民が「安全に安心していただける形で運用できるシステムであるべき」という観点に立って、慎重に検討を進めている。</p>
<p>今後の市町村への対応は、</p>	7.8	宮川	<p>当面、県内各地で市町村や県民を対象に、審議会委員による第1次報告の説明会を実施し、意見を伺っていく。</p> <p>なお、市町村の情報管理に関し、庁内インターネットのセキュリティレベル向上の観点から、インターネットと物理的接続のある市町村には、早急にインターネットとの分離を助言している。</p>
<p>市長会、町村会、国も住基ネットの切断はしないよう求めており、市長会はこれ以上県と話をしないという状況下での知事の判断は、</p>	7.8	小池	<p>市長会がこれ以上県と議論しないとのことは、少しく残念。議論をしないのは門戸を閉ざすこと。</p> <p>審議会委員から、市長会にも説明したいとの意向があるので、市長会の方々にも説明の機会を設けていただくよう理解を賜り、市町村や県民への説明を通じて、理解を深めていただく努力を重ねたい。</p>
<p>県は、市町村の住基ネット担当職員から、審議会の調査結果に見られる率直な意見を聞きだすことはできなかったのか。</p>	7.9	小松	<p>審議会の独自調査結果は、県としてこれまで必ずしも十分に把握できていなかった市町村担当者の住基ネットに対する素直な意見が示されたものと考えている。</p> <p>これらを今まで把握できなかったことに関し、真摯に受け止めている。</p>
<p>県の職員に対して市町村の職員が自由に意見を言える体質になっていないのではないのか。</p>	7.9	小松	<p>県は、市町村との間でも今年度も交流研修職員を増しておりますし、市町村と県との対等な協力関係の下、これまで以上に市町村担当者とは率直な意見交換ができるよう、より密接な関係を築き、あらゆる面で助言・支援を行い、課題の解決に相互に協力していきたい。</p>

質 問 内 容	月日	議 員	答 弁 要 旨
<p>【審議会委員・あり方・任務】 審議会は人選が偏っている。 審議会の在り方についての見解は。</p>	7.8	小池	<p>審議会は、住基法及び県条例に基づき設置したものであり、個人情報保護又は情報通信技術に識見を有する者及び関係市町村等の職員の中から6名を委嘱している。</p> <p>本人確認情報保護のあり方については、様々な意見をお持ちの方に、多角的な視点から審議いただくことが重要と考え、これら6名の方に委員就任をお願いしたところ。</p>
<p>ある審議会委員は、知事から「制度の本質も議論し、是非を問うところまでお願いしたい」と説明があったと言っているが、これは諮問か？。</p>	7.9	小松	<p>住基法に基づく「諮問」を行ったものではない。</p>
<p>審議会の第1次報告は、審議会の設置、任務の根拠規定から、任務の範疇外と考えるが。</p>	7.10	木下	<p>第1次報告は、14年12月の審議会設置以降、約半年に及び議論と調査の中で、審議会の「自発的な意見として集約」し、知事に報告をいただいたもので、審議会の任務を越えたものとは考えていない。</p>
<p>審議会が、県内各地への説明会に回る必要はなく、法・条例上からも読み取れない。 県は、報告を踏まえ、可否を決定すれば良い。県として、本来の役割を取り戻してほしい。</p>	7.11	塚田	<p>説明会は、住基ネットに関する議論や理解を深めていただくため県が開催しているもので、実際に現地調査等に当たられた委員自ら説明いただくことが適当であるとの判断から、審議会委員をお願いしている。</p> <p>県の対応については、説明会での意見等を踏まえ、市町村とも十分協議しながら、総合的に判断するとともに、判断内容については、県として説明責任を果たしていく。</p>
<p>【対応チーム・説明会・討論会】 住基ネット対応チームの任務は。</p>	7.9	小松	<p>対応チームは、審議会第1次報告の説明等の総合調整を図ることを目的に設置したものであり、具体的任務は、 市町村長や担当職員との意見交換会の開催 国の調査委員会との公開討論会の開催 住基ネットのわかりやすい広報の実施 等を所掌事務としている。</p>
<p>審議会報告で指摘された課題、問題点を、県民・市町村長に積極的に説明を行うべき。</p>	7.9	備前	<p>現在、県内各地で市町村や県民を対象に、住基ネットに関する理解を深めるため、審議会委員による説明会を開催している。</p>
<p>説明会では、審議会と総務省の対立する考えを説明する配慮があるか。</p>	7.10	木下	<p>説明会は、第1次報告の内容を審議会委員から、市町村や県民にお知らせし、住基ネットに関する議論と理解を深めていただくために開催している。</p> <p>説明会では、参加者からの質疑や意見に対し、出席委員から、総務省の見解や住基ネットからの県の離脱に賛同しないといった意見も併せて説明している。</p> <p>市長会をはじめとする首長も、国の見解のみならず、審議会委員から多面的な意見や説明を聞く機会を設けてほしい。</p>

質 問 内 容	月日	議 員	答 弁 要 旨
国の調査委員会との公開討論会の検討状況は。	7.9	小松	<p>議論を行う内容、参加委員数及び幅広く公開するための方法につき、双方職員が幾度かの打合せを行っている。</p> <p>これは、既に総務大臣と知事が公開の場で行うと合意した事項であるので、市町村や県民の理解を深める上で有効な機会であるので、早期に実現できるよう努力を重ねている。</p>
<p>【その他】</p> <p>今後の進め方を議会に協議するか。</p>	7.10	木下	<p>第1次報告が出されて以降、議会の幾つかの会派にも協力を得て、審議会委員から内容を説明する機会を設けていただいている。</p> <p>県内各地での説明会等において出された市町村や県民から出された意見とともに、県議会の議論も踏まえて、総合的に判断していく。</p>
「市町村に接続希望があり、県が接続しないとなれば、県は市町村に賠償責任がある」との総務省見解への所見は。	7.9	小松	<p>総務省見解は、承知していない。</p>
<p>市町村の自治事務に県が介入すると地方分権はどうなるのか。</p> <p>今後の市町村の行政運営の方向性についての所見は。</p>	7.9	小松	<p>分権社会においては、県と市町村はともに地方自治の担い手として、役割分担を明確にしながら、対等のパートナーとして協調・連携していくことが必要。</p> <p>この考えに基づき、県内市町村の自治を最大限尊重するとともに、住民に最も身近な自治体である市町村が、自己決定・自己責任の原則のもと、地域の課題に対処できるよう、必要な支援を進めていく。</p>

15年7月県議会 本会議における答弁要旨(情報政策課関係)

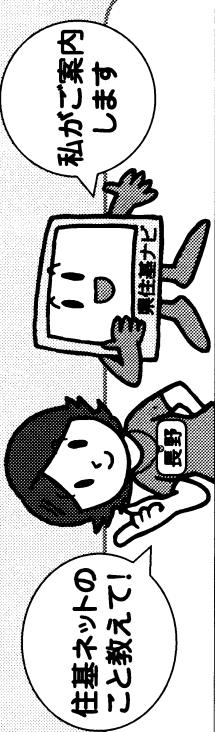
質問内容	月日	議員	答 弁 要 旨
住基ネットがインターネットと物理的に接続している自治体に対して、県はどのような対応・指導を行ってきたのか、また今後どのような対応・指導を行うのか。	7.9	小松	住民基本台帳などの重要な情報が存在する庁内ネットワークがインターネットに接続している27市町村に対しては、外部からの不正なアクセスを防止するべきであるとの観点から、これをインターネットから分離するよう助言してきた。 また、実際にインターネットに接続している団体は23で、そのうち16は既に分離の方向を示している。 残りの7団体は、引き続き危険性を説明し、審議会委員による説明会への積極的な参加を促し、理解を求めていく。
LGWANを利用した電子申請、施設予約、各種情報提供、電子調達など幅広い分野におけるサービスに本人確認情報として住基ネットを利用することとしています。住基ネットの接続とLGWANの接続についてどのように考えておられるのか、本年度中の接続についてもあわせて伺いたい。	7.9	小松	LGWANは、地方公共団体を相互に接続する行政専用閉じたネットワークであり、行政機関同士の電子公文書の交換、電子メール、情報掲示板機能を備えております。 また、将来的にはLGWANは、一般住民からインターネットを通じた電子申請や電子申告が可能なネットワークとして機能する方向を目指していると聞いています。 このようなインターネットを通じたサービスを利用するに当たっては、いわゆる第三者が本人をかたる成りすましを防止するため、本人確認について、住基ネットワークシステムの4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用することとされています。市町村におけるLGWAN接続は法律に基づくものではなく、参加方式となっているため、本年度中の接続については各市町村が独自の判断で行うこととなります。 いずれにしましても、LGWANは、電子自治体構築の基盤の一つであります。構築にあたってはリスクヘッジの観点にもたつた個人情報の保護を最大限に確保したものであることが、何よりも重要であると考えております。
国は、2005年度 電子政府・電子自治体を実現すると、6月25日に発表した。国の電子政府実現に対する所見を伺いたい。	7.9	小松	国では、平成13年1月に「e-Japan戦略」を策定し、平成15年度末までに様々な電子情報を紙情報と同等に扱う電子政府・電子自治体の実現を掲げております。こうした情報化社会への流れというものは時代の趨勢であり、電子政府・電子自治体の実現は、こうした流れの一環として捉えております。 他方で、情報化の進展というものは、その利便性とは裏腹に個人情報の漏洩など新たに深刻な問題を発生することも懸念されるので、分散型の個人情報の保護を最大限に確保してまいりたいと考えております。
LGWANへの接続について、平成15年度中に接続すれば経費の8割が交付税で補填される。県の接続に対してどのように考えているか所見を伺いたい。	7.9	小松	LGWANが提供するサービスを利用する際には、個人情報に対するセキュリティの安全基盤を確保していくことが肝要でございます。長野県はそれに接続になっているわけでありまして、ご懸念のような孤立化は必ずしも生じないものというふうと考えております。
県の今後の情報化について、国の考えていく方向で進むのか、独自の長野方式で進むのか、所見を伺いたい。	7.9	小松	情報化の進展は、その利便性とは裏腹に、先程も申し上げましたように、個人情報の一括漏洩など新たな問題が発生することも懸念されるわけでございます。こうした点で、まさにリスクヘッジや分散型の個人情報の保護を最大限確保し、情報化を進めていくことが肝要かと考えます。
社会の電子化の必要性についてどう認識しているか。また、住基ネットは行政電子化の基礎となるシステムであるということについてどう考えるか。	7.10	木下	国では、平成13年1月に「5年以内に世界最先端のIT国家」を目指した「e-Japan戦略」を策定をし、平成15年度末までに様々な電子情報をいわゆる紙情報と同等に扱う電子政府・電子自治体の実現を掲げております。 具体的には、行政間における広範な情報交換、情報の共有化による行政事務の効率化・迅速化を図るとともに、住民が自宅や職場からインターネットを通じて、電子申請・届出等が可能となる行政サービスを提供していくもので、これら全体がe-Japan戦略であり、国が述べるところの電子政府でございます。 この電子申請・届出等の際必要となる個人認証に、住基ネットを利用することになっているわけでございます。 一連のこうした情報化社会への流れというものは、いうまでもなく時代の趨勢でございます。また、電子政府・電子自治体の実現も、こうした流れの一環として捉えております。その際に、情報化の進展というものは、その利便性とは裏腹に個人情報の漏洩など新たに深刻な問題を発生することも懸念されるところでありまして、いわゆるリナックス的発想に基づく分散型社会の観点に立った個人情報の保護を最大限に確保してまいりたいと考えております。

情報化時代の『住基ネット』へセキュリティ問題を考える

…住民の個人情報を守る、“長野発の課題提起”…

住民基本台帳法に新たに位置付けられた「住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）」が、昨年8月からスタートしています。法律上、住基ネットがやりとりされる「本人確認情報の保護」について調査審議する県審議会の設置が職務付けられ、県では昨年12月「長野県本人確認情報保護審議会」を設置（委員6名）しました。

県審議会は、独自に現地調査やアンケート調査を行った結果、一部市町村において、インターネットとの接続事例や住基ネットの管理運用など、個人情報保護の点で問題があることを指摘。適正なセキュリティ体制が整うまでの間「県は住基ネットから当面、離脱（一時不接続）



住基ネットってなに？

住基ネットの基本と新たなサービス

長野さん ●そもそも「住基ネット」って何ですか？
県住基ナビ ●氏名、生年月日、性別、住所の基本4情報に、住民コード、変更情報を加えた6情報（本人確認情報）を全国ネットワークで共有し、行政機関が利用する仕組みです。

長野さん ●「住基ネット」は何に使われるんですか？
県住基ナビ ●行政機関への手続きでは、本人確認のために住民票の写しが必要とされる場合がありますが、住基ネットを利用することにより、資格試験の申込みや年金受給の際、住民票の写しや現況届の提出が不要となります。

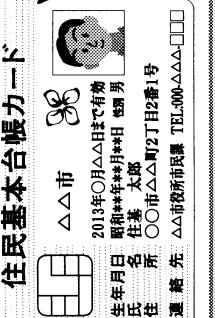
8月25日からは、全国どこでもこの市町村からでも住民票の写しが発行できたり、身分証明書にもなる「住基カード」が希望者に発行されることになっていきます。また、今後のオンライン申請の際、本人を確認する手段として使われることが見込まれています。

長野さん ●住基ネットにはどれ位お金がかかったの？
県住基ナビ ●県と市町村の住基ネット導入経費は約21億円です。運用経費は、今後、毎年5.3億円程度必要になります。

住基カードの用途

長野さん ●ところで、住基カードってなに？
県住基ナビ ●引越手続きが簡単（転出証明書提出が不要）となるサービスに利用できます。さらに、市町村独自の行政サービスとして、現在10市町村で、自動交付機による印鑑登録証明書等の発行が予定されています。

発行予定枚数は、県人口の1.3%に相当する3万枚弱、発行手数料が500円程度となっています。



カードにはどのような個人情報が入るの？

住基基本台帳カード
 2013年0月△△日△△日
 住所 長野県**市**町**丁目**番**号
 氏名 太郎 太郎
 生年月日 ○○年△△月△△日
 連絡先 △△市△△町△△番△△号
 TEL:000-△△△-△△△△

県審議会第一次報告の要点

- 県は、県民の個人情報保護の観点から、当面、住基ネットから離脱（一時不接続）すべきである。
- 県は、市町村が独自の判断で緊急の「必要な措置」として住基ネットから離脱しようとする場合には、これに協力すべきである。
- 県は、離脱（一時不接続）に先立って、市町村との意見交換や県民への説明の機会を設け、県内住基ネットの実情について、理解を共通にする努力をすべきである。

県審議会見解と総務省見解

県審議会と総務省との見解は、どう違うのかしら

見解相違のポイント

- 1** 市町村サーバが、市内LANを通じてインターネットと接続されていると、個人情報漏えいの危険性がありますか？
県審議会 インターネットからの不正侵入の恐れがあり、本人確認情報の漏えいが心配です。インターネットとの分離はセキュリティ対策の基本です。
総務省 インターネットと接続していても、ファイアウォールの設定など、適切なセキュリティ措置の実施で本人確認情報の保護が可能です。
- 2** インターネットとの接続がなければ住基ネットは安全なんでしょうか？
県審議会 人的な不注意や不正にも備える必要があり、そのための監視システムなどが必要になります。試行では5年間で約80億円の経費が必要になります。
総務省 住基ネットは極めて安全なシステムです。現在も全国の市町村で、セキュリティ対策が適切に行われるよう管理運営の徹底を図っています。
- 3** 市町村長や県知事は、安全確保のために住基ネットに参加しないこと（離脱（一時不接続））ができるのですか？
県審議会 自治体の長は、本人確認情報の漏えいを防ぐために「必要な措置」を講じる法的義務があります。総務省も「急峻な現実化」したときは、一時的に接続しないこともあり得るとしています。
総務省 住基ネット運用は自治体の長の法的義務。本人確認情報の漏えいの危険性が具体的に発生した場合の断絶的な措置を除き、「必要な措置」の内容を独自に解釈し、住基ネットに参加しないことはできません。

県審議会第一次報告後の市町村からの声

- 1** 県審議会提案の「離脱（一時不接続）」への意見
 ●システム上支障があるなら早急に改善策を講じて接続すべき。離脱は法律違反である。
 ●報告は住基ネットのメリットとリスクという点で理解できる部分もある。
 ●住基ネットは自治体としてのメリットも少なく必要も見込めないで、県が法的に離脱可能とするなら賛成。
- 2** 現状のセキュリティ対策への意見
 ●国の安全基準を基本的に満たしているため大丈夫。
 ●住基情報などが漏えいする危険性はあると認む。
- 3** 県への意見
 ●「二次稼働（8月25日）までに」と結論を急がず安全性の高いネットワークを目指してもらいたい。
 ●セキュリティは全国レベルの問題であるので、国と協議し実験などで安全基準を明確にしてほしい。

国との公開討論会を開きます

住民基本台帳ネットワークシステムをめぐる長野県側と総務省側の公開討論会を開催します。

主な議題/住基ネットの安全性について
 ① 住基ネットがインターネットに接続されている際の個人情報漏えいリスク
 ② 市町村内でのセキュリティ体制の課題
 ③ 緊急時の安全確保措置 など

■期日/場所/8月5日(火)、東京都内
 ■参加者/長野県本人確認情報保護審議会 4名
 総務省住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会 4名

送付先
 郵 送: 千380-8570 (住所記入不要)
 市町村課「住基ネット」
 〒262-2557
 〒262-2557
 Eメール: shichoson@pref.nagano.jp

問い合わせ先
 県総務部市町村課
 ☎026-235-7062

(別紙4)

住基ネットに係る全国自治体の動向

年月日	団体名	内 容
14. 7. 22	福島県矢祭町	不参加を表明【住民票の無料交付を実施】
14. 8. 1	東京都杉並区	不参加を表明(区民アンケートの結果を受け)
14. 8. 2	東京都国分寺市	不参加を表明(個人情報保護法の未整備を理由)
	神奈川県横浜市	住民選択制の導入を表明
14. 8. 5	住基ネット第1次稼働スタート	
14. 9. 11	東京都中野区	切 断(個人情報保護法の未整備などを理由)
14. 12. 6	国 会	電子政府関連3法が成立 住基ネット使用本人確認業務 93業務 264業務
14. 12. 26	東京都国立市	切 断(午後6時)【住民票の無料交付を実施】
15. 5. 23	国 会	個人情報保護関連5法が成立
15. 5. 28	東京都国分寺市	参加を表明(個人情報保護法の成立を受け)
	長野県	長野県本人確認情報保護審議会が「当面、住基ネットからの離脱」を報告
15. 5. 30	東京都	都知事が中野区、杉並区、国立市に対し、参加を勧告
15. 6. 4	東京都杉並区	住民選択制による参加を表明
	福島県	県知事が矢祭町に対し、参加を勧告
15. 6. 10	北海道札幌市	住民選択制を支持する考えを表明(新市長)
15. 6. 27	東京都国分寺市	市議会定例会で市長提案の「住基ネット接続関連3議案」(1)を否決
15. 7. 1	東京都中野区	再接続に向け、「住基ネット条例」(2)を区議会に提出
15. 7. 10	東京都国分寺市	市議会臨時会で市長提案の「住基ネット接続関連3議案」を否決
15. 7. 14	東京都中野区	「住基ネット条例」を公布・施行
15. 7. 15	東京都中野区	再接続の方針を表明(8月上旬に正式決定の予定)

1 3議案とは、「平成15年度国分寺市一般会計補正予算(第2号)案」、「国分寺市個人情報保護条例の一部を改正する条例案」及び「国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例案」をいう。

2 住基ネット条例とは、「中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護措置に関する条例」をいう。

(別紙5)

5月28日以降の報道等について

年 月 日	報道機関名	報 道 内 容 等
15.5.28		長野県本人確認情報保護審議会が第1次報告を提出
15.5.29	各紙	第1次報告の内容 「市町村長ら疑問・困惑」など
15.5.29	信濃毎日新聞	17市長のコメント掲載
15.5.31	各紙	知事記者会見 「ネット接続改善を」など
15.6.5	各紙	県市長会緊急要請書 「2次稼働実施を要請」など
15.6.6	各紙	知事・総務大臣会談 「公開論議の場設定」など
15.6.6	読売新聞	17市長、県町村会評議員等のコメント掲載
15.6.7	朝日新聞	市町村長アンケート 「ネット離脱 首長の7割反対」
15.6.12	各紙	県市長会定例会 「審議会委員の説明聞かず」 など
15.6.12	各紙	住基ネット対応チーム
15.6.14	各紙	県政懇談会 「国会議員 離脱にクギ」など
15.6.16	各紙	下諏訪町シンポジウム 「知事『多面的に判断』」など
15.6.16~	信濃毎日新聞	検証 住基ネットの原点(5回連載)
15.6.16	毎日新聞	市町村長アンケート 「個人情報漏えい3割が『不安』」
15.6.19	各紙	県町村会要望書 「町村会も離脱反対」など
15.6.24	各紙	第7回審議会 「2自治体分離せず」など
15.6.28	各紙	表現者への説明会 「報道は問題提起を」など
15.7.2	NHK長野放送局	特集「住基ネット1ヵ月」 120市町村アンケート調査結果等 (76団体が離脱に反対、56団体が個人情報保護は十分、48団体がメリットは余りない と回答)
15.7.9	各紙	県議会一般質問 「国と審議会 認識違う」「市町村と協議、総合的に判断」など
15.7.10	各紙	県議会一般質問 「県の判断時期は示さず」など
15.7.11	各紙	県議会一般質問 「住基ネット離脱 知事 適法の認識」など
15.7.14	日経コミュニケーションズ	スペシャル・レポート 現場検証 住民基本台帳ネットワーク 「市町村側の管理体制に“穴” セキュリティの不安、依然消えず」
15.7.17	各紙	県議会総務委員会 「安全性実験を」「収束宣言を」など
15.7.19	各紙	県議会閉会 県市長会の(2次稼働の円滑な実施を求める)陳情採択